

# 令和5年度「危険物安全週間」の実施について

「意志つなぐ 連携プレーで 事故防ぐ」を推進標語に、6月4日（日）～6月10日（土）まで全国一斉に危険物安全週間が行われます。これは、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、家庭や職場における危険物の取扱いに対する安全意識の高揚と啓発を図ることにより、危険物に関する事故の発生を防止することを目的として行われます。

私たちの身の回りにも危険物は多く存在します。

危険物を取り扱う際には、十分注意して、安全で正しい取扱いを心がけましょう。

## そもそも**危険物**とは？

消防法で定められているもので、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

① 火災発生の危険性が大きいもの

② 火災拡大の危険性が大きいもの

③ 消火の困難性が高いもの



私たちの身近なものでは「ガソリン」「灯油」「消毒用アルコール」等様々な物があります。

身近でガソリンと接触する場所・・・ そう**セルフスタンド**です！

セルフスタンドで安全に給油するためには

**「エンジン停止」&「静電気を除去」**

**ガソリンは危険！取扱いは要注意！**

ガソリンは揮発性が高い液体で、揮発した蒸気は極めて燃えやすい

ガソリンの蒸気は空気より重く、低いところに広範囲に滞留しやすい

ガソリンの蒸気は目に見えず、どこに溜まっているのか分からない

どこでも、火源があれば簡単に燃えてしまう可能性あり

※引火点は-40℃以下で、常温でも火を近づければ燃焼します。

